
鋼船規則検査要領

○ 編 作業船

要
領

2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 達 第 74 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015年12月25日 達 第74号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

〇編 作業船

〇10 油回収船

〇10.9 防火構造、脱出設備及び消火設備

〇10.9.2 を次のように改める。

〇10.9.2 危険場所の通風設備

規則 〇編 10.9.2(1)(b)の規定において、~~羽根車及びそのケーシングは、~~という「火花を生じない構造のもの」とは、R4.5.4-1.(2)に適合するものであること通風装置をいう。この規定の適用上、当該通風装置が設置されるダクトの開放甲板上の開口には、13mm×13mmメッシュを超えない保護金網を取り付けるものとする。

附 則

1. この達は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。